

徳島県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
2 4		羽ノ浦福井	同	阿南市新野町藤谷八一番 四地先から 同 八五番 五地先まで	旧	一〇・三丁四〇・三	四九・一
					新	一〇・三丁二二・八	四九・一